

事務連絡
令和4年2月28日

各都道府県消防防災主管部局
各都道府県避難行動要支援者担当部局
御中

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）

避難行動要支援者の避難に係る取組の推進及び
これに伴う地方財政措置等について

防災行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年5月に災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号）が公布・施行され、同法による改正後の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の14に基づき、市町村長に避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）の作成が努力義務化されました。この取組に関しては、「令和3年度消防庁第1次補正予算、令和4年度消防庁予算案及び令和4年度の消防防災に関する地方財政措置の見通し等を踏まえた留意事項について」（令和4年1月24日付け消防庁総務課事務連絡。別紙1）で周知されているとおり、避難行動要支援者の避難対策に関しては、引き続き地方交付税措置を講ずることとされています。

また、令和3年度に実施した個別避難計画作成推進のモデル事業についても、引き続き令和4年度に実施を予定しております。

さらに、「クラウド型被災者支援システムの導入経費に係る緊急防災・減災事業債の活用について」（令和3年12月14日付け事務連絡。別紙2）において、個別避難計画を効率的に作成することができ、災害の際には、被災者台帳と連携し、被災者の見守り支援にも活用可能な「クラウド型被災者支援システム」の導入経費について、緊急防災・減災事業債が活用できることをお知らせしたところです。

このほか、指定避難所等における非常用電源の設置等や、指定福祉避難所等における防災対策の実施に当たっても、緊急防災・減災事業債等が活用できることとされております（別紙3）。

貴職におかれましては、下記に御留意の上、関係部局と十分連携を図り、避難行動要支援者の避難の実効性確保に向けた取組を着実に進めていただくとともに、貴都道府県関係部局及び管内市区町村へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 個別避難計画

(1) 優先度を踏まえた個別避難計画の作成及び作成経費に対する地方交付税措置について

作成に際しては、要介護度3～5の高齢者や身体障害者手帳1級・2級等を所持している者等

の自ら避難することが困難な者のうち、ハザードマップで危険な区域に住む者や、独居または夫婦二人暮らしの者など、計画作成の優先度が高いと地方公共団体が判断する者について、地域の実情を踏まえながら、地域防災計画の定めるところにより、おおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組んでいただきたいこと。

また、その作成経費は、これまでの事例等から、福祉専門職の参画に対する報酬や事務経費など一人あたり7千円程度を要するものと想定していること。

これらを踏まえ、市町村における個別避難計画の作成経費については、引き続き地方交付税措置を講ずることとされていること。

(2) 作成推進のためのモデル事業について

令和3年度に引き続き、令和4年度政府当初予算案において、自治体における効果的・効率的作成手法を構築するため、作成経費を支援するモデル事業を実施することとしているので応募を検討されたいこと（別紙4）。

なお、春頃内閣府より、モデル事業の募集方法などについて別途御案内する予定である。

(3) クラウド型被災者支援システムの導入

内閣府において、災害時の避難支援や被災者支援に必要な避難行動要支援者名簿、個別避難計画、被災者台帳、避難者名簿などの情報を一元的に統合しクラウド化した、「被災者支援システム」の開発を進めている。

地方公共団体が、「クラウド型被災者支援システム」を導入する経費（住基データの取り込みのためのサーバーの設置等と一体的に行う場合）については、緊急防災・減災事業債（地方債）の活用が可能となっている。これは、充当率100%、交付税措置率70%となっており、また、令和7年度までの時限措置とされているため、積極的な活用を検討し、デジタル技術を活用した個別避難計画の作成等を推進されたいこと。

2. 福祉避難所等

(1) 非常用電源の設置等

地方公共団体が、工事などをして指定一般避難所、指定福祉避難所、災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設等に非常用発電機を設置する場合、緊急防災・減災事業債（地方債）の活用が可能であるため、積極的な活用を検討されたいこと。

なお、可搬型の非常用発電機を避難するための施設に整備する場合は緊急防災・減災事業（特別交付税）の対象となる。

また、緊急防災・減災事業債（地方債）及び緊急防災・減災事業（特別交付税）は令和7年度までの時限措置とされていること。

(2) 福祉避難所等の防災対策

地方公共団体が、指定福祉避難所の防災対策を行う場合には、引き続き緊急防災・減災事業債（地方債）を活用して防災機能の強化や避難者の生活環境改善、感染症対策などの整備を進めることが可能であるため、積極的な活用を検討されたいこと。

また、社会福祉法人等の福祉施設等*における豪雨災害対策（避難路、避難階段、避難エレベーター、電源設備等の嵩上げ、止水板・防水扉、非常用電源・給水設備の設置等）に対して補助する場合も、引き続き同事業債の活用が可能なため、当該福祉施設等が指定避難所として指定されている場合の福祉避難所の機能の強化に当たっても積極的な活用を検討されたいこと。

※社会福祉法人等の福祉施設等には、社会福祉法人の福祉施設や、学校法人の特別支援学校や幼稚園等が含まれる。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
藤田参事官補佐、塚原主査、松崎事務官（1. について）
伊藤参事官補佐、長谷川事務官 村上事務官（2. について）
TEL：03-3501-5191（直通）